「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ７企総管　川口ダム　２号洪水吐ゲート巻上機取替工事（一部債務負担）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は、川口ダム２号洪水吐ゲート巻上機及び機側操作盤の取り替えと、老朽化した各シーブ及びワイヤロープの取り替えを行うものである。なお、２号洪水吐ゲートは再使用する。  洪水吐ゲート設備に用いられる機器は、長期にわたり性能を維持し、安定かつ確実に動作するものでなければならないため、工場製作時の品質確認方法、運搬・搬入時の管理方法、各種動作試験の確認方法及び既設ゲートの再使用を考慮した巻上機撤去・据付の管理方法が重要である。  これらのことを踏まえ、次の全ての事項について具体的に記述すること。   1. 工場製作時における品質の確認方法について 2. 運搬、搬入における機器の管理方法について 3. 各施工段階における動作試験の確認方法について 4. 既設ゲートを再使用する巻上機据付の管理方法について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ７企総管　川口ダム　２号洪水吐ゲート巻上機取替工事（一部債務負担）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 1. 工場製作時における品質の確認方法について 2. 運搬、搬入における機器の管理方法について 3. 各施工段階における動作試験の確認方法について 4. 既設ゲートを再使用する巻上機据付の管理方法について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ７企総管　川口ダム　２号洪水吐ゲート巻上機取替工事（一部債務負担）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は、川口ダム２号洪水吐ゲート巻上機及び機側操作盤の取り替えと、老朽化した各シーブ及びワイヤロープの取り替えを行うものである。なお、２号洪水吐ゲートは再使用する。  施工は、運用中のダムにおいて行うため、出水時では他号ゲート放流によるダム下流の水位上昇のほか、各工種においても状況の変化が考えられ、現場施工における安全管理が求められる。  また、施工箇所が河川区域内であるため、油脂類の取り扱い等、各作業に対し環境への配慮が必要である。  さらに、ダム堤体上の道路は近隣住民の生活道路となっていることに加え、重量に制限があるため、機器の搬入出には仮補強が必要となる上、施工中は通行止め（通行規制含む。）する期間があり、本仮補強は全号機完了までの間において継続設置することから近接工事との共有調整が求められる。加えて、災害等による緊急時には応急通行する必要がある。  これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。   1. ダム堤体における現場施工の安全管理について 2. 河川区域内作業に対する環境への配慮について 3. ダム堤体上における機器の搬入出の道路占用作業にかかる配慮について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ７企総管　川口ダム　２号洪水吐ゲート巻上機取替工事（一部債務負担）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 1. ダム堤体における現場施工の安全管理について 2. 河川区域内作業に対する環境への配慮について 3. ダム堤体上における機器の搬入出の道路占用作業にかかる配慮について |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。  　①　○○・・・  　②　△△・・・  　③ ■■・・・  　④ ××・・・  ※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、  　　テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！  特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。  　なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。  　また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。  ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合  ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合  ③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合  ④ Ａ４版でない場合  ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合  注１：手書きの場合も同様とする。  注２：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。  注３：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。  注４：空白行は、行数に含めない。  注５：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。  ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。